

100周年記念基金国際交流助成における審査指針に関する 申し合わせ

．「国際会議への出席」について

1．本助成申請の有資格者

- (1) 国際会議で発表を予定している若手研究者（35歳程度以下が望ましい。若手といっても、学部学生は好ましくない）。
- (2) 申請時点で、電気学会会員であること（申請中は除く）。
- (3) 過去に本助成または、「桜井資金による海外派遣助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。
- (4) 同一推薦者からの申請については、「桜井資金による海外派遣助成」を含め、前回の受諾された申請から、3年以上経過していること。

2．助成額について

- (1) 助成のための運用限度額については、会計理事の決定額とする。
- (2) 助成額は往復の渡航費（一般の割り引き運賃）程度を目安とする。

具体的な目安は、源泉税込みで以下の金額とする。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア）、ハワイ	10万円
南米	30万円	アフリカ	30万円

3．助成者の選考にあたって考慮する事項

助成者の選考にあたっては、原則として、下記の6項目についてその順に考慮する。

- (1) 会議での役割（論文発表、招待講演、座長など）
- (2) 本助成採択回数（助成実績のない者を優先）
- (3) 同一機関や同一会議に集中しないこと
- (4) 経済的な状況などを考慮し、学生を優先する。ただし学生については修士、博士課程の学生とし、発表論文のファーストオーサーであること。
- (5) 若手を優先
- (6) 渡航回数（渡航回数の少ない者優先）

．「桜井資金による海外派遣」について

1．本助成申請の有資格者

- (1) 電力技術に関する国際会議への出席者
- (2) 申請時点で、電気学会会員であること（申請中は除く）。
- (3) 過去に本助成または、「国際会議への出席助成」を受けたことのある者は、申請時点で前回の助成による渡航から3年以上経過していること。
- (4) 同一推薦者からの申請については、「国際会議への出席助成」を含め、前回の受諾された申

請から，3年以上経過していること。

2．助成額について

「国際会議への出席助成」に準じる。

3．助成者の選考にあたって考慮する事項

「国際会議への出席助成」に準じる。

．「外国学会との交流活動」について

- 1．本助成は，日本で開催する電気学会主催の会議での特別講演，招待講演などのために海外の著名な研究者，技術者を招聘するための交通費，滞在費などを援助する。

2．助成額について

(1) 助成のための運用限度額については，会計理事の決定額とする。

(2) 助成額の具体的目安は，源泉税込みで以下の通りとする。

欧州（含む西ロシア）	20万円	オセアニア	20万円
北米	15万円	アジア（含む韓国・中国・東ロシア），ハワイ	10万円
南米	30万円	アフリカ	30万円

4．助成者の選考にあたって考慮する事項

- (1) 同一の会議から複数名申請する場合は希望順位をつけて申請する。同一の会議への助成人数は、全体の申請状況、会議の規模にもよるが、原則として1名とする。
- (2) 招聘者の経済的な状況も考慮する。

．その他

本制度に関して，ホームページを利用して会員に周知し，広く公募する。

(付則)

- 1．平成13年4月17日，調査会議にて承認。
- 2．平成14年4月10日，調査会議にて見直しについて承認。